

オランダ
判例速報
2026年
1/2月号

【労働法】

年末に支給される **13e maand** (13 か月) が病欠時の賃金支払い継続義務の対象となることの確認を労働者が請求した事例 (請求認容)

(ゼーランド・西ブラーバンド地方裁判所2023年1月18日判決¹)

オランダの使用者の中には、年末に労働者に対していわゆる **13e maand** (直訳すると 13 か月) と呼ばれる追加の一時金を支給しているところがあり、その額は 1 か月分の月額グロス賃金に相当します。また **13 maand** は、通常の賃金に加えて労働者への一時金としていわゆる **CAO** (集団労働協約) や個別の労働契約に規定されます。しかし **13e maand** は労働法に規定されているものではありません。すなわち **CAO** が適用されない場合、使用者に **13e maand** を支給する義務はないものの、使用者は任意でこの支給を労働者と交渉・合意し、個別の労働契約書の中に規定することが可能です。

この点、オランダの労働法によりますと、病気により労働不能状態にある労働者は、原則として最長 104 週間、最低でも時間により決定される賃金²の 70% の継続支給を受ける権利を有します³。ここで **13e maand** がここにいる『賃金』に含まれるか否かが問題となります。それは法文ではこの点が明確ではないからです。

端的に言いますと、適用される **CAO** がない状況では、**13e maand** が病欠時の賃金支払い義務の対象となる『賃金』に含まれるか否かは契約の文言だけではなく、**13e maand** の実際の支払い状況や当事者らの振る舞い等、個別具体の事実関係を総合的に勘案して決定されます。よって使用者が労働者に **13e maand** を支給する用意がある場合、少なくとも **13e maand** が病欠時の賃金支払い義務の対象となる『賃金』に含まれるか否かを労働契約書の中で明確にしておくことをお勧めします。また契約の文言に忠実に使用者が **13e maand** を支払うこともお勧めします。

本判決は 2023 年に出されたもので速報性はありませんが、**13e maand** の法的性質を理解する上で大変役に立つ事例であると思いご紹介します。

2. 事実関係

- 2.1. 2016 年、[原告] は H 社のあるポジションに応募した。その募集要項には「当社が提供する雇用条件」という見出しの下に次のような内容が含まれていた。「良好な労働条件 (市場相場に沿った賃金、年金制度、**13e maand**) に加え、当社は貴殿に (...) を提供します」。
- 2.2. 面接後、H 社の法定取締役は、2016 年 6 月 2 日に [原告] に雇用条件に以下の内容を含む電子メールを送信した：「会社の業績が許せば **13e maand** を支給します。(参考までにこれまで毎年支給されています)」。

¹ Rb Zeeland-West-Brabant 18 Januari 2023, ECLI:NL:RBZWB:2023:304.

² 原語は『het naar tijdruimte vastgestelde loon』。

³ art. 7:629 lid 1 BW.

- 2.3. [原告] は2016年7月5日から2022年1月31日までH社に採用ポジションで雇用されていた。その労働契約書の第4.2項には、以下の内容が記載されていた。「12月に13e maandを支給するか否かは、使用者の判断に委ねられる」。
- 2.4. 2016年、2017年、2018年にはH社より[原告]に対して13e maandが支払われた。
- 2.5. 2019年8月27日、[原告]は病気休暇を取得した。2年間の病欠後、H社はUWVの許可を得て、長期の労働不能を理由に、2022年1月31日付で労働契約を解除した。
- 2.6. 2019年、2020年、2021年の各年において、H社は[原告]に対し13e maandを支給しなかった。
- 2.7. 2018年8月20日付の雇用証明書(召喚状に証拠書類9として添付)には、固定(すなわち労働契約に規定された、無条件に支給される収入要素として)の13e maandとして€2,600.00が記載されている。また召喚状に証拠書類9として提出された2019年7月9日付の雇用証明書には、固定(すなわち、労働契約に規定された、無条件に支給される収入要素として)の13e maandとして€3,000.00の金額が記載されている。
- 2.8. 両当事者は、2019年、2020年、2021年の13e maandの支給について、書簡でやり取りしたが結論には至らなかった。

3 争点

(...)

- 3.1. 要約すると、[原告]は判決により仮執行可能な形で13e maandが[原告]の賃金の固定的な構成要素であったことを法的に宣言し、H社に対し2019年、2020年、2021年分の未払い13e maandを、適切な支払明細書を添付の上、法定利息および法定増額分を加えて[原告]に支払うよう命じ、さらにH社に訴訟費用を負担するよう命じることを請求している。
- 3.2. H社は反論し、請求を棄却するよう主張している。

(...)

4 判旨

(...)

- 4.1. 民法第7条629項第1項の規定により、(病気により)労働不能状態にある労働者は、原則として最長104週間、時間単位で定められた賃金の70%の継続支給を受ける権利を有する。民法第7条629項第1項の規定は、労働者に不利益となる形で逸脱できないが、労働者に有利な形で逸脱することはできる。
- 4.2. 当事者間では、13e maandが[原告]の賃金の固定的な構成要素であったか否かについて争いがある。[原告]は、主に13e maandは(病気による労働不能の場合も含め)その賃金の固定的な構成要素であると当事者間で合意されていたと主張している。また[原告]は、固定給としての13e maandは既得権となっていたとも主張する。
- 4.3. [原告]の主位的な主張について、当裁判所は(契約の解釈方法に関する確立した判例である)1981年3月13日の最高裁判所判決(ECLI:NL:HR:1981:AG4158、Haviltex事件)を参照とし、次

のように指摘する。すなわち書面による契約において当事者の関係がどのように規定されているか、またこの契約に補完すべき欠落部分があるかどうかという問題には、その契約条項の逐語的解釈のみに基づいて回答することはできない。この答えは、その個別具体的な状況で、当事者が合理的にどのような意味や内容を期待していたかによって決まる。また当事者の社会的立場や法的知識の程度が影響する場合がある。なお契約締結後の当事者の行動も、その解釈に重要となる点にも留意すべきである。

- 4.4. 前述の判断基準に基づき、当裁判所は **13e maand** は [原告] の賃金の固定的な構成要素であったと判断する。以下、当裁判所の判断理由である。
- 4.5. 本件で問題となる労働契約書の第 4 章の冒頭には、賃金は月額€2,600.00 ユーロ（グロス）であり、これに 8%の休暇手当が加算されると記載されている。また同章の第 4.1 項には、労働者は病欠最初の 2 日間の待機期間の後、法定最低要件に基づく賃金の継続支払いを受ける権利があると記載されている。さらに本件労働契約の第 4 章（第 4.2 項）には、12 月に **13e maand** を支給するかどうかは使用者の判断に委ねられていると記載されている。したがって本件労働契約の条項のみに基づけば、**13e maand** は固定（無条件）の賃金要素ではなく、これを支給するかどうかについて使用者が自由裁量権を有しているともいえる。
- 4.7. しかし H 社内の慣行では **13e maand** は毎年支給されている。H 社は雇用開始時にそのことを（求人情報と 2016 年 6 月 2 日付の [原告] への電子メールの両方で） [原告] に説明しており、H 社は [原告] が病気により就労不能になるまで、本件労働契約の締結期間中常にそのように実行してきた。さらに固定（無条件）の **13e maand** があることが記載された 2 通の雇用証明書がある。雇用証明書の性質と目的を考えると、その内容が全てを決定付けるわけではないが、当事者が合意した内容を解釈する上でそれは重要な役割を果たすといえる。
- 4.8. 以上により、当裁判所は [原告] が **13e maand** は病気による労働不能の場合にも支払われるべき賃金の固定部分であると合理的に期待することができたと判断する。したがって [原告] の請求は判決に記載された方法でこれを認める。 (...)

(...)

5. 判決

(...)

- 5.1. **13e maand** が [原告] の賃金の固定的な構成要素であったことを法的に確認する。
- 5.2. H 社に対し、2019 年、2020 年、2021 年の未払い分の **13e maand** の 70%を、適切な支払明細書を添付して [原告] に支払うよう命じる。またこれらの金額が支払い期日となった日から（全額）支払われる日まで法定利息を加算する。さらに未払い分の **13e maand** の 70%に対して法定の 15%の増額を加算する。
- 5.3. H 社に本訴訟の費用すなわち [原告] 側の費用として、現時点までの€ 997.06（ [原告] の代理人への報酬€ 622.00 を含む）を支払うよう命じる。
- 5.4. 上記の判決に仮執行宣言を付す。
- 5.5. その他の請求は全て棄却する。

(...)
